

「ビジネスチャンス・ナビ2020」

運営及びヘルプデスク業務委託仕様書

1 目的及び概要

(1) 目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれる。「中小企業世界発信プロジェクト2020」では、こうしたビジネスチャンスを全国の事業者に行き渡らせるため、東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を中心とした官公需案件の入札情報や民間の発注案件を掲出する「ビジネスチャンス・ナビ2020」及び「中小企業世界発信プロジェクト2020」ホームページ（以下「本サイト」という。）を円滑に運用するために本委託を行うものである。

(2) ビジネスチャンス・ナビ2020の概要

東京2020大会等を契機とする官民の入札・調達情報を一元的に集約し、中小企業を受注機会の拡大を支援するシステムである。

- ア 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を含む東京都外郭団体等の電子調達専用サイトとして基幹業務を支援
- イ 契約・取引案件情報に関する官公需の入札案件と大手企業からの発注や技術ニーズの発信
- ウ 利用者にとって最適な入札情報、案件情報、技術情報をメールでお知らせ
- エ ビジネスパートナーの検索（新規取引先の開拓）

2 契約期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社（以下「委託者」という。）から公共交通機関を使用し、1時間以内に移動できる場所で、委託者が承認した場所とする。

4 使用言語

日本語。ただし契約期間内に、電話またはメールでの英語対応が可能な体制が準備できること。

5 入札参加資格要件

- (1) 東京都競争入札参加資格関係について、以下①から④のすべてを満たす者。

- ①東京都における平成28年度物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「その他の業務委託等」に登録がある者であること。
- ②希望票提出時に別紙3「機密保持契約」及び別紙4「情報セキュリティ関連事故等の申告」、契約締結時に別紙5「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結できること。
- ③会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ④東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または、東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

(2) 実績

受託者は、希望票提出時に以下の実績を有することを実績一覧表に記載の上、提出すること。

- ①国、都道府県又は政令指定都市において、以下の実績を有する事。
 - ・ 審査業務
 - ・ 入札システムに関する導入・運用保守業務
 - ・ ヘルプデスク業務
- ②自社納入以外のソフトウェアに対する問い合わせ対応の実績。
- ③申請受付業務について、審査処理案件運用実績があること。

(3) 公的資格

受託者は、以下に示すすべての公的資格要件を満たしていること。

- ① 国際規格 (ISO9001) を認証基準とする品質マネジメント認証を受けていること。
- ② 国内規格 (JIS Q27001) または国際規格 (ISO/IEC27001) 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- ③ プライバシーマークを取得している事
- ④ COPC@CSP規格を認証基準とするコンタクトセンタの品質認証を直近3年以上連続で受けていること。
- ⑤ AWSに関する技術体制があること（具体的には、APNコンサルティングパートナー (SI) であること）。

6 委託内容及び成果物

6.1 委託業務範囲

平成29年度は、「ビジネスチャンス・ナビ2020」の新規登録企業数を3万件、利用変更申請を2千件、ヘルプデスクへの問合せ等5千7百件の入電対応を想定している。なお、本業務は以下の業務から構成される。

(1) 利用申請審査業務

利用申請審査登録業務は、新規利用申請者からの利用申請を審査し登録する業務である。新規利用申請数は、年間3万件を想定している。

審査業務は委託者の提供する審査基準に基づくものとし、反社会的勢力との関係性が疑われる場合、公開された情報で存在が確認できない場合、および申請書に記載された情報と公開された情報とに齟齬が認められる場合、その他、入力ミス等の不明点がある場合に、新規利用申請者に対して架電し確認ならびに必要な応じて修正を行う。

受託者は、本業務を新規利用申請日から10営業日以内に完了するものとする。

(2) 利用変更申請審査業務

利用変更申請審査登録業務は、既存利用申請者からの利用変更申請を審査し登録する業務である。利用変更申請数は、年間2千件を想定している。

審査業務は、委託者の提供する審査基準に基づくものとする。受託者は、本業務を新規利用申請日から10営業日以内に完了するものとする。

(3) システム簡易保守業務

システム保守・運用業者と連携し、システムの簡易保守業務を実施する。なお、簡易保守業務は、システムを原則として毎日確認を行い一般ユーザーとして不具合が起きていないか等を確認し、不具合が起きていた場合は、システム保守・運用業者と調整の上対応すること。

(ア) 「ビジネスチャンス・ナビ2020」のユーザー利用時におけるログイン、文字入力、検索やブラウザ利用環境等の不具合や改善点の確認業務

(イ) ユーザー向けメール送信等における不具合や改善点の確認業務

(ウ) AWSコンソールを利用し、以下の項目を定期的に確認し、異常が見受けられる場合はシステム保守・運用業者へ連絡し対応を実施すること。

① RDS (DBサーバ)

CPU Utilization (Percent) CPU利用率

Free Storage Space (MB) ストレージの空き容量

Freeable Memory (MB) メモリの空き容量

② SES (メールサーバ)

Deliveries (number) 配信数

Bounces (percent) 配信不能率

Complaints (percent) 迷惑メール報告数

Rejects (percent) SES サービスにより拒否されたメール数

(4) ヘルプデスク業務

ヘルプデスク業務は、大きく「(ア) ビジネスチャンス・ナビ2020利用者からの問合せ」および「(イ) 発注組織からの問合せ」の2種類を対象とする。年間にヘルプデスクへの問合せ等5千7百件の入電対応を想定している。いずれの問合せも、電話応答率は、月間平均で90%以上を確保すること。

(ア) ビジネスチャンス・ナビ2020利用者からの問合せ

ビジネスチャンス・ナビ2020利用者から、システムの操作、トラブル、本業務に関連する問合せを受け付け、委託者の提供するFAQに基づき対応する。問合せ手段は、電話またはメールとし、回答手段は、問合せ手段に準ずることとする。

(イ) 発注組織からの問合せ

発注組織より、システムの操作、トラブルに関連する問合せを受け付け、委託者の提供するFAQに基づき対応する。発注組織は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等から成り、詳細は表 5-1に記載のとおりとする。問合せ手段は、電話またはメールとし、回答手段は、問合せ手段に準ずることとする。

(5) 「ビジネス情報ポータルサイト」記事情報登録業務

(ア) 記事作成ならびにテスト登録

「別紙1. コンテンツ一覧」に記載された内容のうち「コンテンツ分類」が「記事」に属するものを対象として、委託者の依頼に基づき、AWS 上Content Management Systems (以下「CMS」という。)により、「ビジネス情報ポータルサイト」記事情報を作成し、テスト登録を実施する。記事情報は、テキストおよび図表、イメージで構成される。CMSで作成できない記事情報(図表、イメージ)は、受託者がHTMLタグを利用して作成する必要があるため、HTMLの利用技術は必須となる。本業務は、月間10件程度の発生を想定している。

受託者は、テスト登録完了後、委託者にテスト登録結果の確認を依頼し、委託者の確認結果に応じて適宜修正に対応すること。また受託者の作業にてCMS に不具合が生じた際には、受託者にて作業範囲の切分けを実施し、受託者の負担にて復旧させること。

(イ) 記事情報の本番登録

受託者は、委託者が指定した記事情報掲載日時に遅滞なく掲載するため、委託者からの依頼が発生した時点で、運用者の作業スケジュールを確保するとともに、記事作成ならびにテスト登録の進捗を連携し、テスト登録結果確認と修正が完了したら、速やかに運用者へ記事情報の本番登録を指示し、完了までの進捗管理を行う。

(6) 発注案件クローズフォロー業務

本システムに登録された発注案件は、発注企業が発注金額を登録し、クローズすることができる。本業務は、期限を過ぎてクローズされない発注案件を対象に、受託者から発注企業へ架電し発注金額の登録を依頼する業務である。本業務は、月間30件程度の発生を想定している。

(7) イベント対応業務

委託者は、委託者が開催または参加するイベント時に、本システムの利用を希望するイベント参加者に対し、新規利用申請書を紙媒体等、本システム以外の方法で配布および回収する場合がある。本業務は、このようなイベントに対応して本システムを介さずに受領する新規利用申請書を対象とする。なおイベント対応業務は、開催1ヶ月前に委託者から受託者へ通知し、年3回、1回あたり最大1000件の新規利用申請書(CSVデータ)が処理されることを想定している。受託者は、本業務をCSVデータ受領から10営業日以内に完了させるものとする。

(ア) 審査開始メールの送信

委託者は、イベント時に収集した新規利用申請書（紙媒体等）をCSVデータ化し、受託者へ送付する。受託者は、受領したCSVデータに基づき、記載されたメールアドレス宛に審査開始メールを発信する。メールアドレスが無効等により、発信した審査開始メールに対してエラーメールを受信した場合は、委託者と連携し、申請書や名刺に記載されたメールアドレスの確認や、必要に応じて申請者へ電話確認を行い、審査開始メールを再送する。

(イ) 審査業務

受託者は、(ア) でメールアドレスの存在を確認できたCSVデータを対象に、審査を実施する。審査業務は、委託者の提供する審査基準に基づくものとし、申請書に記載された情報と公開された情報とに齟齬が認められる場合、その他、入力ミス等の不明点がある場合に、新規利用申請者に対して架電し確認ならびに必要に応じて修正を行う。

(ウ) 登録業務

受託者は、審査が完了し、審査基準を満たした新規利用申請情報を、本システムに登録する。

(エ) 管理業務

受託者は、審査ならびに登録の進捗状況の記録・管理を全CSVデータに対して実施する。審査基準を満たすことを確認できないため保留した新規利用申請については、理由を明記し委託者へ返送する。

6. 2 成果物

(1) 委託業務完了時に提出するもの

- ・実施計画書
- ・業務実施報告書
- ・研修用資料

(2) 毎月及び委託者から指示のあった時期に提出するもの

- ・稼動報告書

なお、上記の成果物のほか、委託者からの指示及び委託者と受託者との協議により本業務の履行において必要とされたものについても納入するものとする。

最終納品媒体は、紙媒体 1 部及び電磁的記録媒体（PDF 形式、CD） 1 部とする。

6. 3 委託方針

継続的に発生する庶務事務業務を、本業務の実施場所（以下「センター」という。）において委託者と受託者により効果的かつ効率的に処理するために、以下に示す方針を基に本業務を委託する。

(1) 外部ノウハウを活用した効率的な運営

業務処理のプロセスにおいて、受託者のノウハウを最大限に活用する。また、事務処理業

務とヘルプデスク業務を一体的に委託することで、アウトソーサーの知識共有や繁閑に合わせた柔軟な要員管理を実現する。

(2) ライフサイクルコストの縮減

業務ノウハウを蓄積し、経験効果による中長期的な事務処理コストの縮減を目指す。

(3) リスクマネジメントの導入による効果的な運営

新たな業務プロセスにより本業務を遂行するに当たり、委託者と受託者に想定されるリスクとその所在、対応策等を可能な限り明確化し、不測の事態においても業務が停止せず円滑に処理されるように効果的なリスクマネジメントを実施する。

(4) 情報セキュリティ対策の実施

本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する関係法令、電子情報処理委託に係る標準特記仕様書、委託者の定めるセキュリティポリシー等を遵守し、又はこれらに準じて利用者の個人情報や業務上の機密の保持に留意しなければならない。

6. 4 運営日・運営時間

運営日・運営時間は、原則として委託者が定める休日（土日、祝祭日、12月29日～1月3日）を除く日の9時から17時までとする（運営時間以外はその旨音声ガイダンス。運営窓口名称は、別途提示。）。運営時間は利用者からの問い合わせ受付や審査等の事務処理を行うサービスを提供する時間である。受託者は、サービス提供における準備やサービス提供後の報告・情報共有等について適宜実施すること。

受託者は、業務繁忙期や緊急対応時において、時間内処理が不可能な時は、委託者に対し休日の作業や作業時間の延長を求めることができることとする。

なお、ビジネス情報ポータルサイトの運用時間は24時間である。（運営時間以外はその旨音声ガイダンスで対応する。）

6. 5 対象者の範囲

(1) 処理対象者

本業務における処理対象者は、全国の中小企業とする。

(2) 対象組織

本業務の対象組織は表 5-1のとおりとする。

表 5-1 本業務の対象組織

区分		業務、役割
利用企業	発注企業	・本システムの利用申請を行う。 ・本システムに発注案件を登録し、受注希望者を募集する。
	受注企業	・本システムの利用申請を行う。 ・発注企業の案件を検索し、受注エント

			<p>リーする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供組織の案件を検索する。 ・情報発注組織の入札案件を検索し、入札する。
情報提供組織	連携組織	東京都財務局	<p>本システムへ東京都電子調達サービスの入札案件を提供する（掲載のみで入札は受け付けない）。</p> <p>以下、「東京都財務局データ連携」という。</p>
		東京電子自治体共同運営協議会	<p>本システムへ東京電子自治体共同運営サービスの入札案件を提供する（掲載のみで入札は受け付けない）。</p> <p>以下、「東京都区市町村データ連携」という。</p>
		中小企業庁	<p>本システムへ国・独立行政法人等の入札案件を提供する（掲載のみで入札は受け付けない）。</p>
		公益財団法人東京都中小企業振興公社	<p>本システムから企業情報を委託者の顧客管理システムに登録する。</p>
	発注組織	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムに入札案件情報を登録する ・受注企業の希望申請を受け付け、資格審査又は指名を行う
東京都監理団体に指定される団体		<ul style="list-style-type: none"> ・受注企業の入札書・見積書等を受け付け、最終落札者を決定する。 	
東京都報告団体に指定される団体			
管理者	公益財団法人東京都中小企業振興公社	<p>本システムの管理業務全般</p> <p>発注企業の案件の審査</p>	
運営者	本業務の受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用企業からの問い合わせ対応 ・利用企業の審査 	
運用・保守者	<p>別途選定された業者 ※1</p> <p>※1 本業務とは別に一般競争入札方式にて業者選定を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムを安定稼働させるための業務全般を担う ・開発者の管理を支援する 	
開発者	<p>別途選定された業者※2</p> <p>※2 「(仮称) ビジネスチャンス・ナビ 2020 電子調達機能追加改修に係る開発業務」にて改修業務を平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日(予定)まで実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムの改修を実施する ※3 <p>※3 平成 29 年度はこの他にも改修業務を予定しており、都度競争入札により業者を決定する予定であるため、開発者は複数業者となる可能性がある</p>	

7 前提条件

(1) 設備

本業務を実施するための設備は、以下の条件を満たすよう確保すること。

- (ア) 問合せ電話の受信は、現行のナビダイヤルの番号を引き続き利用すること。なお、必要な手続きは受託者にて実施し、必要な経費は受託者の負担とする。
- (イ) 混雑等によりオペレーターが対応できなかった着信に対し、音声ガイダンスで混雑中のメッセージを流すとともに、待ち合わせ呼び出し呼として保持し、オペレーターが空いた順に着信させる機能を有すること。
- (ウ) ACD(Automatic Call Distributor(着信呼自動分配装置))機能を利用するなど、着信した呼び出しに対し、オペレーターへ効率的に分配することを可能とすること。
- (エ) 応答率を計れる機能を有すること。

- (オ) 通話内容をリアルタイムにモニタリングできる機能を有すること。
- (カ) 全通話録音を行い、契約期間中保管・管理を行うこと。また、必要に応じて通話内容を確認できること。
- (キ) 株式会社日立システムズが提供する運用管理システム「Service Desk Platform(SDP)」により、受付内容、対応状況を管理すること。
- (ク) 本システム運営者機能の利用にあたっては、委託者が利用しているIP-VPN網にサイトを追加して安全に接続すること。なお、必要な手続きは受託者にて実施し、必要な経費は受託者の負担とする。

(2) 施設

本業務を履行する作業場所について受託者は、個人レベルでの入退室管理を実施すること。

(3) 実施計画書の作成

受託者は、実施計画書を作成し、契約締結後から20営業日以内に委託者に提出し、承認を得ること。実施計画書には、以下の内容を記載すること。

- ①作業従事者の質の確保
- ②適正な業務運用体制の構築
- ③適正な業務運用管理体制の構築
- ④履行場所の施設及び設備
- ⑤緊急状況への対応策
- ⑥業務遂行スケジュールと業務体制

(4) スキルを有する人材の確保、配置

本業務の実施にあたっては、それぞれの業務を行うために必要な下記スキルを要した統括管理者またはスーパーバイザーを確保し、オペレーターについては受付に必要なスキルを十分に習

得させた上で配置すること。また、統括管理責任者またはスーパーバイザーのスキル実績については、実施計画書の①に記載のこと。

①統括管理者またはスーパーバイザーのスキル要件

- ・ヘルプデスクの運用経験が5年以上であること。そのうちITヘルプデスクの運用経験が3年以上であること。
- ・ネットワークに関する切り分けスキルを有すること。
- ・Webコンテンツを作成するスキルを有すること。
- ・システム運用業者との調整ができるITスキルを有すること。
- ・複数の利害関係者が参画する会議を運営するスキル及び経験があること。

②オペレーターに必要なスキル

- ・ヘルプデスクの電話受付経験が1年以上あること。
- ・最新のOS(オペレーティングシステム)やブラウザに関する操作説明ができること。

(5) 業務報告

定例的な報告会議(毎月1回以上)を開催し、業務報告を行うこと。各種報告においては、受託者の代表者が取りまとめ、効率的に報告を行うこと。

業務報告の内容については、「6.1 委託業務範囲」に記載の業務別の報告とすること。

なお、受託者は委託者から指示があった場合、本業務を運営することにより得られる種々のデータについて、委託者に報告すること。

また、本業務を実施するために手順書、各種マニュアル(納品前に使用する成果物を含む)、研修用資料等を策定する場合には、策定した内容等を業務実施前までに委託者へ報告し、承認を得た上で使用すること。

(6) 管理する施設・機器等

受託者は、委託者が貸与した施設及び機器以外に必要な機器等がある場合には、委託者と協議し、承認を得た上で、原則として受託者が準備すること。

(7) 委託者からの指示

受託者は、委託者から指示を受けた場合は、その都度定められる期限等を遵守し、迅速に対応すること。

指示内容としては、

- ・本業務の実現方法及び改善措置の方法
- ・報告業務の内容及び遅延等の問題があった場合の状況報告の提示
- ・受託者の質問に対する回答が指示と異なる場合
- ・日々の業務に係る周知事項

等がある。

また、委託者は委託者の実施する内容確認等の業務を他の事業者へ委託することがある。

受託者は、委託者から業務委託された事業者からの指示についても委託者からの指示内容とし

て対応すること。

(8) 緊急連絡体制

受託者は、緊急連絡体制を確立し、非常事態に備えるとともに、書面により体制及び対応方法を示し委託者の承諾を得ること。

(9) システム障害対応

受託者は、利用するシステムのハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの異常が発生した場合、速やかに委託者若しくは委託者の指定する事業者へ連絡を行うこと。また、委託者の指示により、障害復旧に協力すること。

(10) 服務上の留意事項

① 携帯電話の利用

執務区画内において携帯電話の使用は禁止する。ただし、業務上等の理由で携帯電話を使用する必要がある場合は、書面により委託者の許可を得ること。

② 荷物の管理

個人の荷物については、所定の場所にて保管すること。

③ その他委託者から指示があった場合は、原則その指示に従うこと。

8 施設等の使用

(1) 本業務に必要な拠点、機器設備を受託者が準備すること。

(2) 使用する回線は、受託者が準備すること。詳細は指名入札参加事業者決定後に配布する。

9 機器等の使用

受託者は、本業務を遂行するために必要な範囲で、委託者の承認を得て、委託者の管理する機器等を使用することができる。

10 業務の実施状況報告

委託者は、本業務の実施状況について随時に調査し、定期的に受託者に対し、本業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は適正な履行その他必要な指示をすることができる。受託者は委託者の指示のとおり速やかに対応しなければならない。

11 検査について

(1) 受託者が検査を請求する場合は、検査日までに、検査に必要な書類を委託者に提出しなければならない。

(2) 前項に定める書類のほか、受託者は、委託者の指示に従い、本業務の状況報告書を委託者に提出しなければならない。

11 支払い方法

適法な支払請求書が提出され、公社にて受理した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

12 契約の解除

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責を負わないものとする。また、受託者は契約の解除に伴う委託者の直接及び間接に生じる損害を補償しなければならない。

- (1) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (2) 業務内容に規定された内容が受託者により履行されないと委託者が判断したとき。

13 情報セキュリティ

受託者は、本業務の遂行における情報セキュリティを確保するため、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を守らなければならない。

14 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委任し、又は業務を他の者に請け負わせてはならない。但し、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

15 業務の下請負

受託者は、業務の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。

- (1) 東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置期間中でないこと。
- (2) 東京都の競争入札参加有資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。

16 受託者の実施体制等

(1) 受託者の実施体制

受託者は、契約締結後、直ちに本業務の実施体制を確立するとともに、書面により委託者に届け出て、委託者の承諾を得ること。

(2) 統括責任者及びスーパーバイザーの届け出

受託者は、契約締結後速やかに本業務に実質的に係る統括的な責任者及び委託者と緊密に連絡のとれるスーパーバイザーについて、所属、役職、氏名、業務経験等を委託者に書面により届け出て委託者の承諾を得ること。また、原則委託者からの指示による以外の事由において、交代することは認めない。ただし、真にやむを得ない場合に限り、書面により届け出て委託者の承諾を得ることができる。

(3) 協業体制の形成

本業務に係る業務の遂行にあたっては、関係者が協業して本業務を遂行していくことが不可欠である。本業務の受託者は、委託者の指示の下、以下に留意しながら必要に応じて協業体制を形成する。

(ア) 業務上の役割

本業務の受託者は、ビジネスチャンス・ナビ2020を安定的に稼働させるために必要な業務の一部を受託するものである。このため、受託者は、ビジネスチャンス・ナビ2020構築業者及び保守運用業者の業務内容を理解したうえで、ビジネスチャンス・ナビ2020の安定稼働及びその維持に努める必要がある。

(イ) 課題・問題への対応

受託者は、運営に関し発生する各種課題・問題への対応を取り纏めること。また、課題問題の対処方法の検討にあたり、必要に応じて、委託者、構築業者及び保守運用業者による会議を開催するため、これに参画すること。

(4) 仕様・作業の追加

運営の仕様の確定後に発生した内容変更、作業追加等については、契約条項に基づいて取り扱うこととする。

17 引継の実施

受託者は、本業務の契約が終了となる際は、新たに本業務を受託することとなる者に対して、本業務の契約期間内に業務引継ぎを行うこと。引継業務の具体的な内容は次のとおりとする。

(1) 業務引継の実施方法

受託者は、業務フローや審査マニュアル、各種手引・規定類、業務指示書その他のマニュアル類を使用して、次期受託者に対して業務内容の説明を行うこと。

(2) その他

引継の方法や引き継ぐべき業務の内容について不明な点が生じた場合は、委託者に相談し、指示を受けること。

18 その他

(1) 受託者は、受託期間開始までに仕様書、業務フロー、業務マニュアル、各種規定・通知等その他本業務に関するすべての手引類を熟知するとともに、構築業者からの業務引継を受け、事務処理方法や各種制度等を確実に習得し、業務開始時には本業務を適切に処理することができるようにすること。引継ぎに関する費用（構築業者への引継ぎ工数費用含む）は、受託者にて負担すること。

(2) 受託者は、いかなる場合においても本業務において知りえた本業務にかかる事項及び付随する事項について第三者に漏らしてはならない。

(3) この仕様書に定めのない事項については、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）によることとし、特記仕様書にも定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議するものであること。

- (4) 受託者は本業務を履行するに当たり、受託者に係る旅費等、その他の諸経費は受託者が負担すること。
- (5) 暴力団等排除に関する特約事項については、別紙2に定めるところによる。
- (6) この仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。

別紙1. コンテンツ一覧

項番	コンテンツ名称	実装方式 分類	コンテンツ分類			特記事項
			静的コンテンツ	記事	左記以外	
1	中小企業世界発信プロジェクト2020					
2	中小企業世界発信プロジェクト2020 ※トップページ	CMS	○			
3	中小企業世界発信プロジェクト2020とは?			○		
4	中小企業世界発信プロジェクト2020 新着情報一覧			○		
5	中小企業世界発信プロジェクト2020 投稿ページ			○		(平成29年3月31日時点見込) 45ページ
6	本サイトについて			○		
7	個人情報保護について			○		
8	運営情報について			○		
9	このサイト全体についての問い合わせ先			○		
10	ビジネスフロンティア・フェア					
11	ビジネスフロンティア・フェア	CMS		○		
12	マーケットサポート					
13	マーケットサポート	CMS		○		
14	お申込みご案内			○		
15	支援製品ご紹介			○		
16	マーケットサポート事業 よくある質問 (FAQ)			○		
17	世界発信コンペティション					
18	世界発信コンペティション	CMS		○		
19	ビジネスチャンス・ナビ2020					
20	ビジネスチャンス・ナビ2020 ※トップページ	Web アプリケーション プログラム	○			
21	ビジネスチャンス・ナビ2020 ※トップページ以外				○	(平成29年3月31日時点見込) 110画面、7帳票
22	ビジネスチャンス・ナビ2020とは?	CMS		○	○	ヘルプ・マニュアル 但し、添付ファイルは記事として扱う
23	ビジネスチャンス・ナビ2020 ご利用ガイド				○	ヘルプ・マニュアル
24	ビジネスチャンス・ナビ2020 よくある質問 (FAQ)				○	ヘルプ・マニュアル
25	ビジネスチャンス・ナビ2020 新着情報一覧			○		
26	ビジネスチャンス・ナビ2020 投稿ページ			○		(平成29年3月31日時点見込) 30ページ
27	入力例 新規利用の申請				○	ヘルプ・マニュアル
28	入力例 PR情報の追加・変更				○	ヘルプ・マニュアル
29	入力例 調達案件の登録				○	ヘルプ・マニュアル
30	入力例 受注エントリー				○	ヘルプ・マニュアル
31	操作例 検索 (探す)				○	ヘルプ・マニュアル
32	操作例 おすすめ案件通知設定			○	ヘルプ・マニュアル	

※ 記事については、運用・保守業務として随時追加・変更・削除される可能性がある

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

機密保持契約書

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「委託者」という）と _____
（以下「受託者」という）は、「ビジネスチャンス・ナビ2020」運営及びヘルプデスク業務委託
（以下、本件業務という）に必要な情報及びその取扱いについて、以下の通り契約を締結する。

第1条（総則）

- 1 本契約において「機密情報」とは、委託者が開示するすべての仕様書、図面等の文書及び物品、記録媒体を意味する。また、開示された有形無形の技術上及び業務上の情報（知識、アイデア、構想等を含む。）、及び何が開示されたかを示す項目も含まれるものとする。
- 2 開示された情報が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項は適用されないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で、既に自ら所有し、または第三者から適法に入手していたもの
 - (2) 開示を受けた時点で、既に公知であるもの
 - (3) 開示を受けた後に、開示を受けた者の責に帰すべき事由によらないで公知となったもの
 - (4) 開示を受ける以前に、正当なる権利を有する第三者から機密保持の責を負わずに適法に入手したもの
 - (5) 法令により開示が強制されるもの

第2条（機密保持）

- 1 受託者は、機密情報を機密として厳重に保持するものとし、書面による委託者の事前の承諾なく、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 2 受託者は、書面による委託者の事前の承諾なく、委託者が開示する機密情報を、本案件に関する応札検討の目的以外に使用してはならない。

第3条（第三者への開示）

受託者が、自己の下請業者等に委託者の開示する機密情報を開示する必要がある場合は、委託者の事前の承諾を得て行うこととする。この場合、受託者は、自己の下請業者等における委託者の機密情報の管理についても、その一切の責任、或いは履行義務を負うものとする。

第4条（複写・複製の禁止）

受託者は、書面による委託者の事前承諾なしに、委託者が開示する機密情報の転写、複写または複製を一切行わないものとする。

第5条（接触者の限定）

受託者は、機密情報に接触できる者を必要最小限の者に限定するものとし、機密情報に接触する者にも本契約の内容を周知徹底し、これを遵守させるものとする。

第6条（機密情報の返還）

受託者は、委託者が開示した機密情報について、本案件の応札検討の目的を達した時、または委託

者から返還要求のあった時は、受託者の責任のもと、委託者から開示された機密情報もしくはこれを含む有体物及びその複写・複製物の全部を委託者の指示に従い速やかに返還、あるいは廃棄もしくは記録媒体上からの削除を行うものとする。

第7条（個人情報保護）

受託者は法令等に従い、個人情報保護に関し善管注意義務を履行し、本案件で扱う個人情報を適切に扱うものとする。また、受託者が不適切に管理を行った事による委託者及びその他の者への一切の責任は、受託者が負うものとする。

第8条（損害賠償）

委託者は、受託者が本契約に違反し、第三者に自己の機密情報が漏洩する事が直接の原因で損害を被った場合は、本契約の終了後においても受託者に対し直接的かつ通常損害につき、合理的な範囲で当該損害の賠償を請求する事ができるものとする。

第9条（除外項目）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。但し、委託者が開示した機密情報の返却、廃棄後においても、知り得た情報が漏洩しない様に努めるものとする。

第10条（契約の協議）

委託者及び受託者は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、又は規定のない事項については、法令及び商慣習による外、信義誠実の精神に基づき別途協議して解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が各自署名（記名）捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

（委託者） 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
公益財団法人東京都中小企業振興公社
理事長 井澤 勇 治 ㊟

（受託者）

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 御中

情報セキュリティ関連事故等の申告

過去1年以内(申告日より)に発生した情報セキュリティ関連事故、事件、問題につきまして、以下の様に申告致します。

社名： _____

申告日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記欄のどちらかに○を記入下さい	申告内容
	発生はなかった
	発生があった(以下に内容を申告します)
発生した事故、事件、問題について、下記欄に概要をご記入ください。複数ある場合には、各件について、区切ってご記入ください。必要に応じ、別紙を使用して下さい。	

個人情報の取り扱いに関する契約

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「委託者」という）と_____（以下「受託者」という）は、「ビジネスチャンス・ナビ2020」運営及びヘルプデスク業務委託（以下、本件業務という）に必要な個人情報及びその取扱いについて、以下の通り契約を締結する。

第1条（定義）

本業務において、対象となる個人情報（以下、単に「個人情報」という。）は、委託者が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報（委託者の所有する個人情報に限らない）及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が委託者に代わって行う委託業務の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

第2条（個人情報の保護に係る受託者の責務）

受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、関連法令及び「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

第3条（再委託の禁止）

- 1 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。
- 2 前項ただし書きに基づき委託者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

第4条（秘密の保持）

- 1 受託者は、第3条第1項ただし書きにより委託者が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 2 第3条第1項ただし書きにより、委託者が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第5条（目的外使用の禁止）

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3条第1項ただし書きにより委託者が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

第6条（複写複製の禁止）

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、委託者の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

第7条（個人情報の管理）

- 1 受託者は、委託者から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は

- 施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。
- 2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。
 - 3 受託者は、委託者から要求があった場合には、前項の管理記録を委託者に提出しなければならない。

第8条（受託者の安全対策と管理体制資料の提出）

- 1 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
 - (2) 委託者から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
 - (3) 契約履行課程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピーディスク等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理。
 - (4) その他仕様等で指定したもの。
- 2 委託者は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

第9条（委託者の監査権）

- 1 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の現地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する監査及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 受託者は、委託者から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

第10条（資料等の返還）

- 1 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに委託者に返還しなければならない。
- 2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7条第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

第11条（記録媒体上の情報の消去）

- 1 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。
- 2 第3条第1項ただし書きにより委託者が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め委託者に報告しなければならない。

第12条（事故発生の通知）

- 1 受託者は、委託業務の完了前に、本業務に直接的、間接的に影響のある事故が生じたときには、速やかにその状況を、書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

第13条（委託者の解除権）

- 1 委託者は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合は本業務に関する契約（業務

委託契約等)を解除することができる。

- 2 前項に基づく契約解除の場合でも、第4条に関して、受託者は従うものとする。

第14条（疑義についての協議）

この取扱事項の各項目若しくはその他の文書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が各自署名（記名）捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

（委託者）東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
理事長 井澤勇治 ⑩

（受託者）